

和束町商工会NEWS

2026年新春号 VOL.71



発行日 2026年1月16日

TEL 0774-78-3321

FAX 0774-78-4030



新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、令和8年の新春を健やかにお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、平素より和束町商工会の活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、中小企業を取り巻く経営環境は、最低賃金の引き上げによる人件費の増加や深刻な人材不足など、かつてないほどの課題に直面しております。

加えて、物価高騰やエネルギーコストの上昇、円安の影響など、経済の不確実性が高まる中、地域経済の持続的な発展には、より一層の創意工夫と連携が求められています。

和束町においても、「鷲峰山トンネル」の開通により、人流・商流の変化が生じており、これに対応するため、商工会では商業者の課題解決に向けた支援を強化しております。

具体的には、専門家による個別ヒアリングとモニター調査を実施し、経営課題の可視化と改善提案を行い、個店の魅力を広域に発信し、地域外からの認知拡大と誘客による売上向上を図る取り組みを進めております。

さらに、和束町が誇る高級茶ブランド「和束町産宇治茶」は、その希少性と繊細な味わいが、国内外で高く評価されており、現在、タイ・台湾・ベトナム・カナダといった海外市場への販路拡大に向けて、海外バイヤーを対象とした招聘事業も積極的に展開し、国際的な認知度と流通網の拡大を図ることで、「世界に誇る和束産宇治茶」の実現に向けた挑戦を続けております。

和束町商工会では、今後も会員の皆様一人ひとりに寄り添いながら、個別相談体制の強化や補助金を活用した事業計画の策定支援を通じて、地域の持続可能な発展と新たなビジネスチャンスの創出に努めてまいります。

本年も、皆様と共に歩み、共に考え、地域の未来を切り拓いてまいりたいと存じますので、引き続き倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、令和8年が皆様にとりまして実り多き一年となりますよう、そして和束町が更なる飛躍を遂げますことを心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

和束町商工会 会長 竹谷 保廣

大切なお知らせ



1

永年勤続優良従業員表彰 令和8年1月16日(金) 16時30分~

被表彰者 上嶋産業 仲小路 治朗様 いば木工 山口 裕紀様 場所:精華町商工会館

2

第3回理事会

令和8年1月30日(金) 17時30分~ 和束町観光案内所2階

3

プレミアム商品券換金締切 1月20日(火)まで

プレミアム商品券の使用期限は令和7年12月31日で終了しております

4

所得税・消費税確定申告相談会

令和8年2月25日(水) 3月3日(火) 3月9日(月) 13時30分~16時まで

要予約

5

所得税・消費税確定申告受付開始

2月16日(月)から3月16日(月)まで e-Taxは1月5日(月)より受付

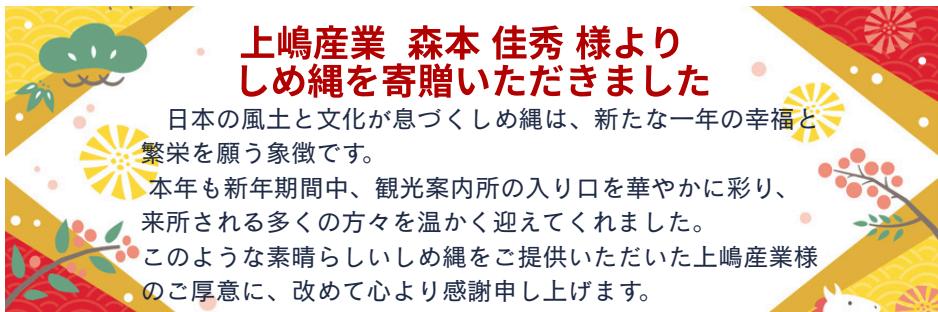
商工会での相談は、
事前の予約をお願いします。

和束町商工会では、職員の業務予定や外出等がある中でも、
会員様お一人おひとりに丁寧な対応を行うため、
相談につきましては事前予約制を実施しております。



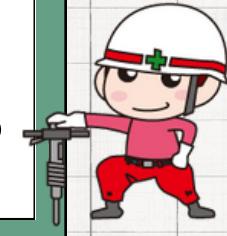
特に、書類の確認や事実関係の整理など、即時回答が難しいご相談につきましては、
事前にお電話等で相談日時をご予約のうえ、ご来所くださいますようお願いいたします。
アポイントなしでのご来所の場合、担当職員が不在、または十分な対応ができない場合が
ございます。

会員様をお待たせすることなく、スムーズなご案内を行うため、皆様のご理解とご協力を
お願い申し上げます。



建設業事業主の皆様へ

所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は、事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります



特定の工事現場に付随しない業務とは…

原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（＊）や所属事業場施設内の作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

事務所等の労災保険に関する留意点について…

- ① 現場スタッフのみでも手続きが必要事務員を雇っていない場合でも、現場作業員が「資材の整理」や「見積作成のための現場確認」など、特定の現場に付随しない業務を行う見込みがあれば、保険関係を成立させなければなりません
- ② 適用される場所（事業場）の考え方 原則として、事業主の「事務所の所在地」を単位とし成立させます。ただし、組織的に独立した別の事業場がある場合は除きます。
- ③ 業種の決まり方 どの業種として適用されるかは、その事務所で行っている「主な事業の形態」によって判断されます。
- ④ 保険料の計算方法 「特定の現場に付随しない業務」に従事した時間や日数に応じた賃金額を算出し、保険料の算定基礎に含めます。算出には出勤簿や出席帳などの資料を用いますが、資料がない場合は実態から作業時間を推算して計算します。

もし「現場以外の仕事中」にケガをしたら？

現場作業員が、特定の工事現場に関連しない業務（資材整理や事務作業など）で負傷したり病気になったりした場合は、「事務所等の労災保険」を使って請求を行ってください。

手続きと補償についてのご案内

- 早めの成立手続きをお願いします 現場以外の業務（資材整理や事務など）をすでにしている、または今後行う予定がある場合は、事務所を管轄する労働基準監督署で成立手続きを行ってください。
- 未手続きでの事故には「ペナルティ」があります 手続きを怠っている間に労災事故が発生し、国が保険給付を行った場合、その費用（全額または一部）を後から事業主から徴収されることがあります。

和束町商工会労災保険事務組合に委託されている事業所の皆さんにつきましては、労災保険の成立手続きを商工会が代行しております。現場労災に加入済みでも、事務所労災を新たに成立される場合は、年間1万円の委託料が発生します。手続きについては和束町商工会までお問い合わせください。

担当：小西

海外バイヤー 招聘商談会を開催



茶業部では、12月1日～3日にかけて、海外販路拡大を目的とした「海外バイヤー招聘商談会」を実施しました。今回はカナダ・台湾・タイ・ベトナムの4か国からバイヤーが来町し、和束町の茶産地としての魅力を体感していただきました。

■ 観察・商談プログラム（12月1日～3日）

初日は、和束町の地形・気候・生産環境など茶産地としての特徴を紹介し、翌日の商談に向けた理解を深めてもらいました。続く2日間は町内茶業者との個別商談会を行いました。

会員の皆さまの協力により、スムーズな運営が実現しました。和束町の茶を海外へ発信する大きな機会となり、今後の販路拡大に向けた手応えを得る事業となりました。



地域防災力向上のための視察研修を実施

～宮城県・岩手県の震災伝承施設から学ぶ～

和束町商工会青年部では、令和7年12月6日から8日にかけて、宮城県仙台市・気仙沼市および岩手県陸前高田市を訪問し、震災遺構や伝承施設を巡る視察研修を実施しました。青年部員6名が参加しました。

研修の目的

本研修は、東日本大震災の被災地における「現地でしか得られない教訓」を学び、和束町の地域防災力向上に活かすことを目的として実施しました。語り部やガイドによる説明を通じ、災害の記憶と復興の歩みを深く理解する機会となりました。

